

一般社団法人 神奈川県高齢者福祉施設協議会
高齢者福祉施設における感染対策

リネン類の取扱い

一般社団法人 横浜メディカルグループ
YMG感染制御部 森山由紀

リネン類とは

- リネン
麻の素材を使った生地のこと。



一般的には、
シーツ、枕カバー、パジャマなどの布製品の総称として使われている。
タオル類、便尿器カバーなども含んでいることも多い。

リネン類の処理は、施設内に洗濯室・乾燥室を設けて行っても良いが、
外部委託することにより業務の効率化を図っている施設が多くなって
いる。

高齢者福祉施設の洗濯事情

施設によって異なる。

入所者の私物について、

- 入所者が洗濯する
- 家族が持ち帰り洗濯する
- 施設内で洗濯する
- 洗濯事業者に委託する

リネン類について、

- 施設内で洗濯する
- 洗濯事業者に委託する

洗濯代行サービスを導入する際には、クリーニング業法に基づいていることを確認しましょう。
例えば、預かった洗濯物をコインランドリーで洗って返却する場合はクリーニング業法に基づいているものではありません。

リネン類を介した感染事例

- おしぼり様の濡れた清拭タオルの汚染による院内感染事例
(2002年)
- 病院委託業者の洗濯槽汚染が原因のリネン汚染による事例
(2006年)
- 清拭タオルの汚染による院内感染事例 (2013年)

その他多数。



NIID. 令和元年度生活衛生関係技術担当者研修会資料より

リネン類の取扱いの原則

- 清潔リネンと不潔リネンを同じ場所に置かない
- 清潔リネン庫には、清潔リネン以外の物を置かない
- 清潔なりネンは、扉付きの保管庫などでの管理が望ましい
- リネン類は床に直置きしない（使用前、使用後にかかわらず）
- 使用したりネン類は、すべて汚染したものと考えて扱う

清潔なりネン類

使用前のリネン＝清潔

保管する場所は、

- 清潔リネン専用の場所
 - 扉、ふたなどがついた容器を使用
 - 湿気のない場所
- +
- 清潔リネンに触れる前には手指衛生を行う

- 保管場所の清潔を保つ
（清掃されていない、カビなどが生えている場所は不適切）
- 低い位置など、埃の舞うような場所を避ける
- 浴室・脱衣所や洗面台の近くに置きっぱなしにしない

取扱いの例

シーツ類



- 使用済みのシーツ類は、汚れたモノとして扱う

ベッドサイドなどに置いたものは、何らかの汚染を受けている。
使わなかったとしても、清潔リネン庫に戻すことは避ける。



持って行ったけど
使わなかったから
戻しちゃおう

シーツ類



- 使用済みのシーツ類は、汚れたモノとして扱う
ベッドサイドなどに置いたものは、何らかの汚染を受けている。
使わなかったとしても、清潔リネン庫に戻すことは避ける。
- 尿や便、おう吐物、だ液などがついている場合は、手袋やエプロン等をつけて処理する
汚れとともに病原体がついている可能性があると考えて扱う。
- ホコリの飛散が考えられる場合は、マスクを着用して実施する

- シーツ交換の際に、
ベッドから取り外した使用済みのシーツであっても
床に置かない

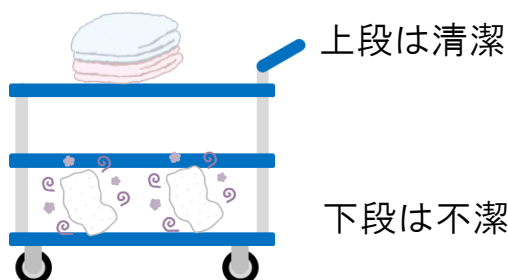


床は不潔

- シーツ類を集めるためのリネンカートやランドリーバッグ等を用意して、その場で回収することが望ましい
- 専用カート等がない場合は、その他のワゴンやビニール袋を準備するなど、使用済みシーツを抱えて運ぶことがないようにする



- 清潔なシートと使用済みシートを別々のワゴンで運ぶことができない場合は、1つのワゴンで置く場所を分ける



※使用済みシートに触れた後は
手指衛生を行った後に
清潔なシートに触れる。

タオル類



- 手洗いが不十分だったために、タオルに微生物がつくことも少なくない。
- 水分を含んでいるタオルでは、微生物が増える
- タオルを介して微生物や病原体が拡がることがあるため、施設ではタオルの共用を避けることが望ましい。
- 職員が個々にタオルを持参し、使用している場合も注意が必要
繰り返し使うことでタオルは汚染していく
→汚染したタオルで拭いた手が汚染していく →感染源となる可能性

- 洗面台や浴室にタオル類を置いたままにしない



- 清拭や陰部洗浄で使ったタオルは、ベッドサイドなど 使った場所でビニール袋に入れ、 決められた場所（汚物処理室/汚物リネン庫など）に運ぶ

脱衣所も温度が高いため、注意が必要。

- 使用後のタオルを 扱った後は、手洗いや手指消毒を行う

感染症が疑われるリネン類の取扱い

「病原体がついているもの」として扱う。

- その場でビニール袋などに入れて運ぶ 体に密接させない。抱えない。

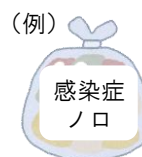


- 他のリネンと区別する

外部委託している場合は、

リネン業者（洗濯業者）との取り決めに 応じる。

施設内での消毒や 個別に密封して明確な表示をする 等のルールを確認する。



施設内で洗濯する場合の注意点



- 感染症（疑いを含む）の洗濯物は、その他のものと分ける
- 汚染物がついている場合は、洗濯前に予備洗浄を行い、必要に応じて消毒を行います。

洗濯洗剤を使って洗い、十分にすすぎ、しっかり乾燥させる

（乾燥機使用が望ましい）

注：色柄ものに次亜塩素酸ナトリウム（ハイター®など）を使うと漂白されてしまうことがある。

衣料用漂白剤（ワイドハイター®など）は、成分が異なるため消毒薬としては使用できない。

洗濯機の清掃頻度

洗濯機も清掃が必要。

- | | |
|-----------------|----------|
| • 洗濯槽 | 1回／1－2か月 |
| • 糸くずフィルター | 1回／週 |
| • 洗剤投入ケース | 1回／週 |
| • 乾燥フィルター（ドラム式） | 使用の都度 |



- 洗濯槽は、定期的に槽洗浄剤を用いてカビ対策等を行う。
カビや細菌を考慮する場合は、塩素系の洗浄剤が推奨される。

リネン類の洗濯を行う事業者



- クリーニング

自身の衣類を店に持ち込み、洗って返却してもらう。

洗剤や溶剤を使って衣類、繊維製品などを洗うことを業とする。

- リネンサプライ

会社が用意したリネン類を契約先（施設）に貸し出し、

定期的に回収・洗濯・仕上げ・管理を行い、納品する事業をいう。

洗濯業務を適正に行う能力のある者の基準

（一部抜粋）

- 寝具類の受取場、洗濯場、仕上げ場、引渡場は、洗濯物の処理や衛生保持に必要な広さ、構造であり、それぞれが区分されている
- 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレスのために必要な機械、器具を有する
- 仕上げの終わった洗濯物の保管施設は、清潔な場所に設けている
- 寝具類の運搬手段について、衛生上適切な措置を講じている

リネンサプライ会社は、このような基準を満たし、
クリーニング業法に従って洗濯物を取扱っている。

参考：リネンサプライ業にかかわる洗濯施設及び設備に関する衛生基準

まとめ



- 使用したリネン類は、すべて汚染していると考える
- 清潔なもの和使用済みのものは、同じ場所で保管しない
- 未使用と使用済みリネン類は、同じワゴンで運ばない
(段を分け、明確に区別して運ぶことは可能)
- その場で袋に入れるなど、汚染を広げない工夫をする
- 身体や着衣に接触させないように留意する
- 感染症が疑われる場合には、その他のモノと区別し、処理を行う
- リネン類に触れる前、使用済みリネンに触れた後には手指衛生を行う

